

# 財政健全化法に関する健全化判断比率等の状況について

平成23年10月11日

財 政 課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成22年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を算定しました。(確定値)

## < 健全化判断比率 >

区 分	本県の状況		早 期 健全化 基 準	財 政 再 生 基 準	内 容
	H21決算 (全国平均)	H22決算			
実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	3.75%	5%	一般会計等の実質赤字の比率(対標準財政規模)
連結実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	8.75%	20%	公営企業会計も含めた実質赤字の比率(対標準財政規模)
実質公債費比率	11.1% (13.0%)	11.7%	25%	35%	一般会計等が負担する元利償還金等の比率(対標準財政規模)
将来負担比率	150.1% (229.2%)	125.1%	400%		一般会計等が将来負担する実質的負債の比率(対標準財政規模)

H22決算に係る全国集計結果及び平均値は総務省が10月14日に公表予定。

## < 資金不足比率：公営企業に係る指標 >

区 分	本県の状況		経営健全化 基 準	内 容
	H21決算	H22決算		
電気事業会計	資金不足なし	資金不足なし	20%	公営企業ごとの資金不足の比率(対事業の規模(営業収益))
工業用水道事業会計				
埋立事業会計				
病院事業会計				
天神川流域下水道事業特別会計				
県営境港水産施設事業特別会計				
港湾整備事業特別会計				